

○9番（水谷 喜和君） 水谷喜和でございます。6月議会最後の質問者となりました。よろしくお願いたします。今回の質問は3点でございます。1点目は校歌の変更について。2点目、町有地の雑草対策について。3点目、職員研修について、3点であります。

1点目の校歌の変更について早速質問させていただきますが、その前に議長にお願いがございます。校歌の質問で関連がございますので、小学校の校歌を1番だけ歌わせてください。

○議長（島田 正彦君） 許可します。

○9番（水谷 喜和君） それでは小学校の校歌を1番だけお聞きください。

歴史も古い笹尾山 松の緑のほほ笑みが 赤いお屋根に今もなお
昔の光投げている みんなの神田小学校

失礼しました。これが私が60年ほど前に卒業しました神田小学校の校歌でございます。いくつになっても神田小学校の近くを通るたびに「歴史も古い笹尾山」というのが浮かんできまして、これだけしか覚えてないんですが、ある意味私のよりどころになっております。昨今こういう議員をやらせていただくということで小学校の入学式、卒業式に参加させていただくと国歌君が代の後に必ず校歌が歌われます。その中で、「歴史が古い笹尾山」ではなくて、3番、4番、「流れも清い員弁川」という形で出てきまして、私もあれおかしいなという思いはあったんですが、我々の世代、今自治会長とかいろいろな地区の役員をやっているということで入学式、卒業式で顔を合わせましていろいろと何か変だなという顔を皆さんしていますのでやっぱりそうかという思いがございましたので、一遍皆さんどういうふうだということで尋ねていただけないかという話もありましたので、今回校歌の変更について取り上げました。

校歌の変更について小学校の校歌の一部がいつの間にか変更・削除されており、卒業生の方が寂しく感じられています。校歌の変更はいつ、どのような審議を経て、変更理由は何であったのか、まずお尋ねします。よろしくお願いたします。

○議長（島田 正彦君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 水谷議員の校歌の変更についてのご質問にお答えいたします。まず大変すばらしい歌をありがとうございました。神田小学校の歴史としましては、明治34年に六把野新田の神田公園付近に「神田尋常高等小学校」として開校し、その後、昭和29年に「東員村立神田小学校」と改称され、昭和48年7月に新校舎を現在の場所に移転しております。

これらの歴史を踏まえ、資料・聞き取り等の調査により、次のことが確認できました。まず現在の校舎建設前の昭和30年に、作詞者佐藤博氏、作曲者太田賢治氏により1番から4番までの歌詞から成る「子どもの歌」として楽曲が提供され、学校への帰属感や連帯感を高めるための「校歌」として歌われるようになりました。その後、昭和48年の新校舎移転時に、今までの歌詞の3番と4番を1番と2番として歌い始めたことが当時の学校要覧から確認できます。

歌詞を変更した理由については、町教育委員会の記録によりますと「校舎の位置や木造が鉄筋づくりになり歌詞の情景に合わなくなった1番と2番を省いて、3番と4番のみ歌っている」と記載されています。

これらのことから、現在使われている校歌は、昭和48年の新校舎移転時に歌詞の内容等を考慮した上で当時の学校長が教育課程の編成権の1つとして、現在歌われている校歌の形に決定したものと考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） ご答弁いただきました。今お聞きした中で小学校の歴史はともかく、校歌が4番まであったというのを私も確認しておりますし、昭和48年に校舎が「赤いお屋根」からコンクリートに変わったからというような理由で変更されたというお話でしたけども、当時の校長等が変えたと言われますけど、校歌というものはやり歌じゃないんですね。我々卒業生の心の中にあると思います。それをそういった形で変えられるというのはちょっと私は卒業生としてどうなっているのかなと、学校現場というのはどうなっているのかなという思いでございます。今我々の年代が「歴史も古い笹尾山」というのが頭から消えませんが、そのときの学校の校長が決めたというような話を聞きましてとても納得できません。

ちょっと話飛びますけど、昨日から今日、コンパクトシティという話がいろいろと出ています。そこには東員中学校が移転するというお話もぼちぼち出かかっておりまして、私はこの東員中学校の移転については賛成です。何の異存もございませんが、中学校の移転が決まって、東員中学校の校歌は「緑の松の丘近く」という話が出ていますが、あそこに移転した場合、緑の松、丘、近くにありますか。そのときに近くにないからこれも変えるという話で、そう簡単に変えられては卒業生、事あるたびに歌ってきた卒業生としては何の意味もないと思いますので、まずお聞きします。校歌の意義はどういうものですか、それから校歌はだれのものでしょうか、お答えください。

○議長（島田 正彦君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） お答えさせていただきます。校歌というのはいろいろタイプがあるんですけども、先ほど答弁させていただいたように学校に対する帰属意識とか連帯感とか、その当時の地域に及ぼす雰囲気等を歌を入れながら、先ほど言ったように自校に対する帰属意識を育てるというのがメインです。だれのものかというのは、だれのものでもないと思います。だれのものでもない。学校が、校長が、校長の教育課程の編成権に則ってそういうのを作るうちの1つなんです。ですから地域の人のものであり、生徒のものであり、職員のものである。全ての人のものであるというのが私は校歌であると思っております。ただ法的に校歌がだれのものであるというのはありませんのでご理解願いたいなと思っております。以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） 私のあれとはちょっと違う。校歌はだれのものでもない。地域のためというのはわかります。地域と在校生と卒業生のためだという記載がございまして、当然そうだなと。ちょっと私も今質問してお答えいただいて、学校長に帰属するのは、ちょっと私も学校関係におりませんのでわかりませんでしたけど、そう簡単に変えられるものかなとい

うことで寂しい思いをしております。これは変えろとは言いません。戻していただくことはできますか。

○議長（島田 正彦君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 校歌等も含めて、少しかたくなりますけれども、学校長が教育課程というのを編成することなんです。教育委員会はその教育課程が非常に不合理である、法に違反している、明らかにおかしいというのであればそれを変更ということが出来ますけれども、今回の場合に私は何の法律違反もしてないし、おかしいところは僕はないと思うんです。当時の先生たちやいろんな人たちが相談して決められたことですので、それを私は尊重していくべきではないかなと思っております。ですからそういう声はあったというのは学校にはお伝えさせていただきましても、最終決定されるのは学校であるなどと思っております。以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） 決めるのは学校長ということで、今聞きましたら今は教育長にこれ以上お話しすることはないと思えますけど、私も今質問席に立っておりますので、風景・情景が変わったということで、そういう短絡的な話で変わったということは大変私は残念に思っております。

隣の稲部小学校の校歌がございます。これは作詞川瀬一郎、作曲木村容子さんです。木村外務大臣の奥さんでございます。三和小学校の校歌も同じコンビで作詞・作曲されております。ちょっと紹介させていただきます。

1番 遠祖が朝夕に 駒馴らしけん追野原 今や文化の花蕾
咲くよ学びの我園に

2番 歴史に志るき春澄の 卿が績を偲びつつ 瑞穂の章誇らかに
明るく強く伸びゆかん

3番 戸上の水の淀みなく 八幡山のゆるぎなき
里の誉を永久に 育む庭に栄あれ

ということで、ちょっと難しい古文のような感じでございますが、校歌にやっぱり皆さん愛着を持っておられるんですね。私もあまりこういう学がないのでちょっと訳していただきました。教えていただきました。

我々の先祖が毎日馬を調教していた追野原は、現在では立派な学校が建ち文化の花が咲いている。（大木のとこです）歴史に名を残した晴純義忠の功績を思いながら稲部小学校の校章を誇りに、私たちは明るく強く羽ばたくのだ。戸上川の水はとうとうと流れ、八幡の山はどっしりと構えている。ふるさとの名誉を胸に抱き永遠に栄えることを願うというような我々もちょっと理解できないような立派な作詞がされておまして、いまだに皆さん児童になって歌っていただくと。先輩方も誇りに思って教えていただきました。こんな立派な学校もあります。教育長に言ってもあかんということですので皆さんに聞いていただきます。何が変わったか、一部のこと、赤い屋根がなくなって白いのがなくなったと言いますが、今じゃコンクリから

また新しく子どもの環境にいい、自然にいいということで員弁の方でも木造の障害者校舎ができます。今に神田小学校も50年経てば建て替えせんならん。その時分にコンクリの施設がいいか、いややっぱり自然の木造建てにしようやないかとなったときにまた戻さんならんということで、何も私この作詞が間違っているところはないと思います。笹尾山、今でもあります。城山として皆さん元気に住んでおられますし、何も昔と変わっていない。ただ削ったり木が倒されたり、一部家が建ったりとか、一部は変わっていますが、歴史ですね。稲部小学校の歌は平安時代の歌を歌っています。それから見たらここ何年かの変化なんていうのはまことに微々たるもので、小学校の校歌をいじってしまって、これは校長だけの権利やと言われても我々はちょっと納得しませんので。ここではお話しできないようですので、改めてまた場所を変えて卒業生とも相談しながら、戻してもらって運動をできたらやっていきたいと考えております。そういうことで小学校の校歌、もう少し前向きなお答えをいただくかなと思われたんですけど、これ以上お話ししても埒がきませんので次の質問に移ります。

町有地の雑草対策について、過去の質問で町道等草刈り業務委託契約に地域間不公平があると指摘したことに対し、自治会から要請があれば検討するとのことでした。要望書が届いていると聞いておりますが、その後の対応についてお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（島田 正彦君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 「町有地の除草対策について」ご答弁いたします。ご質問の「町道等草刈り業務委託契約」は神田・稲部・三和地区の主要な道路や通学路などの除草を地元自治会にご協力いただいて年2回実施してございます。この草刈り業務については平成29年11月1日に神田・稲部地区の9自治会より「業務委託契約の見直し要望書」が提出されました。これについては現状の契約内容を担当課で再確認し、本年1月18日に神田・稲部・三和地区の12自治会と協議を行ったところでございます。各自治会別に草刈り業務の実情をお聞きして、2月22日には2回目の協議を行い、指定路線の考え方などについて意見交換を行ってございます。3回目以降の協議につきましては各自治会ごとにヒアリングを重ねて個別に協議を行ってまいりました。今後も各自治会と十分に協議を重ねまして、平成31年度から現存内容を見直した上で、草刈り業務につきまして引き続きお願いしたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） お答えいただきました。要望書が今年の11月ごろ出されたようでございます。それで聞くところによると会議をやったのは2月ぐらいだったと。それまで何をしておったんやと言うたら、資料集めに時間をくださいということであったというんですね。皆さんに集まっていたら2カ月経っておりましたのか、3カ月経っていたのかわかりませんが、出てきた資料が農道等草刈り業務委託計算書という、わずかこれ1枚です。これは何年前からできているかわかりませんが、こういう資料が1枚だったと。在の自治会長9人か12人かわかりませんが、自治会長が出ているのに課長も出ないと。担当者がこの紙を1枚持ってきたというような話で何を資料集めしておったんだということで、あまりにも不丁寧

じゃないかと私は感じております。そして私が予算決算委員会の質問の中で、在来地区のいわゆる町道全体が230kmというのは前のときに聞きました。それが在来地区はどれだけありますかということで170kmは在来地区にあるという話でございましたので、決算委員会で在来地区の各地域の延長距離はどれぐらいありますかというお尋ねをしましたら、今できていませんのでできたらお渡ししますということで私もそのとおり待っておりました。3月に聞いて4月、5月、5月に一般質問の準備をしようと思ってもまだ届きませんので事務局へちょっと事務記録を見せていただきましたら必ず言うてまして、出してくれというということで事務局を通じてお話しましたら届きました。在来地区の延長は171.5kmです。道路面積は調査していません。想定するならば全線で両側除草すると680km²ですと。私は680km²もあるとは思いませんけど、これは片道4mののり面が計算してありますけど、片道4mが全部あるとは思いませんし、コンクリ舗装のところもありますので、1mとしても170haです、土壌面積が。何度も言いますが、住宅地域の高架線下、9km²ですね。9町の面積が3回刈るとか、刈ったものは全部持ち出すとかいう話で2,300万かかっております。それぐらいの請負の金額でございます。それが在来地区の平均幅1mの片道しかないと計算して170km²ですね、170町の面積があるんですよ。それを六百二十何万でやってるわけですね、草刈りを。なぜそういうことになるのかなど。ある程度歴史的背景があったとしても、今の除草契約面積が延長面積43km²です、12集落で。あとの140kmのあれは出ていませんねと言うと、これが各地区16万というんですね。各地区16万、例えば一番小さな地区で延長距離が5kmあったとしてそのうち1.4kmの契約をしてますので3.6kmの延長距離で16万、契約したところとは別に残ったところは16万で刈ってくださいよという契約ですね。大きな在所、正確には測っていませんのでざっと計算すると20kmぐらいあります、大きな地区で。もっとあるかもわかりませんが、20kmあって契約面積が5km²です。15kmあるんですね。1m幅で14haですね。これを16万で契約ということになっておまして、この辺が私が去年の9月にお話させていただいた平等がなく不公平じゃないかというお話をさせていただいたんです。それを会議の中では、いや契約面積が実際に測って見たら短かったとか、いや契約やり直しですねとか、いろいろ聞かれたということでお話がありましたので、この辺のところもう一度担当部長お答えいただきたいと思います。

○議長（島田 正彦君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 長きにわたってのご質問ですので答弁漏れがあったらまたご指摘ください。

まず事実誤認があると思いますが、この会議につきましては私どもは建設課長も出席しているということで今も確認とりました。

次に契約の中で刈幅については2m以上と、次に均等割につきましてはそれぞれのところで16万としたのは、それぞれ基本的なものはかかるでしょうということで16万と計算してございます。まず指定路線の延長につきましても、指定路線のみの草刈りということで算出してございますので、全線を刈っていただきたいということではございませんのでご理解いただき

ますようお願い申し上げます。なおこれにつきましては現在も自治会長さんとお話しておりますので、その中で個々とそれぞれお話しして最終的には全てまとめて、先ほどご答弁申し上げましたように31年度にはしっかりしたものでどうか引き続きお願いしたいと私どもはお願いするばかりでございます。以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） ちょっと私も今なかなか聞き取れなかったんですけど、全線は刈り取りしてくれと言うてないとか頼んでないとか言いましたけど、確認ですけどよろしくお願いします。

○議長（島田 正彦君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 議員が持ってみえるこの算出表がございますね。議員が先ほど示された算出表、この中でお願いしている路線延長がございますので、これについて契約の中で全てお願いしているということでございます。以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） この契約面積はよくわかります。ここを刈ってほしい。町が刈ろうと、請負作業が刈ろうとそれはよくわかります。あとの残りの面積ですね。地区によっては9割ぐらいは地元の方が刈ってみえますね。これはこれで昔からの流れと言えればそれまでなんですけど、年々草刈りに出てくる応援していただく方が減っております。今すぐ全線を刈ったから何千万、何億という話はしません。初めからしておりませんが、5km刈るところも20km以上刈るところも16万で刈っておいてくださいと、均一単位ですというのはあまりにも不公平じゃないかと。もう知らんと、役場はどうでもしてくれとほったのか、あるいは町道でも人が通らんとか通るとか、学校へ行くのに子どもたちが通らないからと町有地の管理を放棄しているんじゃないかというふうに見られますので、それではだめです。だから早く会議をしていただく、継続審議していただくことは私も確認しておりますが、在来地区の延長面積の距離が出ない、町道路線台帳にも地区別にも分類がございませんので数値をお示しすることができないというような回答もございますけど、今町にはA1サイズというんですか、ポスターサイズに県道、国道、町道、町道1級、2級、町道、その他町道という形で全てきれいに載せてあるやつもございます。それを各地域に持ち帰っていただいて、どこが地区の守備範囲だと見ていただいたらわかりますね。それさえすれば各地域の持ち面積がわかります。大変な数字が出てくるかわかりませんが、皆さんで決めていただいてしっかりと延長距離、延長面積を出していただいて、その中で小さな在所を切るんじゃなくて、少しこれぐらいくださいと、大きな在所はこれだけありますけどこれぐらい、いくらと言うとまた語弊がありますが、上乘せする形で各自治会の代表の方にご相談すればすぐにまとまる話でございます。担当者が来てこれ違いますね、あれ違いますね、契約面積まで再確認したと。契約面積は役場が契約したやつです。あとの面積を皆さんは言うてみえるんです。そのことわかりませんか。返答いただきたいと思います。

○議長（島田 正彦君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 水谷議員のおっしゃることはよくわかるんですけども、例えばこれは町道に限らず国県道に関しましても全ての路線全て刈っておるわけではございません。これをやりますと例えば町道で708路線230km、農道で198路線46km、これを全て町でやるといったら、これはとてもできませんので、先ほど議員おっしゃったんですが、今まで田んぼの周りの農道も一緒に刈ってあげると、町道も一緒に刈ってあげると、水路も刈ってあげるというふうなボランティア的精神でどうぞやっていただくように私どもはお願いするしかないんです。

それとそれぞれ町道延長につきましては、各路線で例えば長深が出発点で六把野が終点という町道がございます。これはそれぞれまたがってございますので、それを細かく延長を切って、その上に例えばのり面積をそれぞれに計算して出せというのは、ちょっとこれはかなりの力仕事になりますので、どうかご容赦願いたいということでございます。以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） 部長の言われていることはちょっとおかしいですね。県道とか国道も全て刈っておりませんよと、だから町道も必要ないところは刈りませんよと、そんな理論はないでしょう。東員町内は荒れた町道として使っているところで、荒れたのり面ありますか。皆さんが力を合わせてやっているんですよ。出合であろうと個人であろうと、中には営農組合の方でちょっと時間があいたときに自分のところの畦以外で大きな機械でもってずっと長い距離もやっておられる方もありますし、それはそれで・・・としてはいいんですけども、それも営農さん忙しいんですよ、見かねてやっているんですよ。今儲かる農業と言いますが、そんなところを刈っても儲からんですよ。そんなやつたら儲ける仕事をしていただきたいですわ。そういう方の善意に頼っているということではおかしいなということです。今町内のほとんど、長くなっている時期もありますけど、ほとんどきれいに最低年に2回は刈っていただいているということで、今刈っていただいとるんです。それが年々草刈りも持てない人、刈ろうと思ってもよう持てない人が増えてきている中で、高齢者の方がほとんどですけど、出てきて頑張ってやってきてくれとるんですよ、みんな出ようということで。それならそれで契約みたいにメートル110円でしたか、50円だかわかりませんが、それをそのまま出したら何億ですよ。9haで2,300万ですからね。170haやったら何億です。そんな話はしてませんので。せめて5km刈るところ、20km刈るところ、これぐらいは5万から10万差をつけてやっていただいたらなと、皆さん納得して町をきれいにさせていただくというのが私の思いでございます。その面積が出ないとか、町が地域の面積が出ない、完全に地図ができていますから。あとなぞるだけです。わからない地域の境は各地域の自治会長にうちは通常ここまでしているよと、大まかでいいので、大体こんなふうですよというのは1週間、10日もあれば面積は把握できます。こういう状態ですので少しこういう形で続けていただけませんと。財政が困難なことは私も重々承知しております。同じ面積なら一律でいいんですけど、面積・距離が違うのに一律はないですね。それが今までこの数字、計算表、各自治会に見せなくて、ずっとそのまま各地域がいくらもらっているかわからんという話で、あれおまえところ少な

い割に多いな、うちはこれだけしかないのかということでお互いの連絡の中でわかってきたんですね。それは大変張りがないですね、同じ仕事してても。だからその辺をはっきり、数字が出ないということは絶対にありませんので。ざくつといえはざくつとですけど、そういう数字でいいですので、これだけの各地域には距離がありますと、面積がありますと、同じ距離でも川北と川南は違いますね、のり面積が。そこまで言わんでも結構ですので、ざくつとした数字、地域にはこれぐらいの面積があるんだということを把握できませんか。

○議長（島田 正彦君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） この算出表は議員が先ほどからずっとお持ちですので、これについてまたご説明申し上げますけども、一律ではございませんので、これは均等割と路線延長に110円を掛けたもので各自治会様それぞれ違いますので、契約金額は。そこら辺はちょっとお間違いのないようお願いいたします。

先ほどから私申し上げておりますけども、見直さないということは一言も言っておりません。見直すと言っておりますので、そこもしっかりお願いしたいところでございます。

それと延長については、例えば一律に両側1mというのであれば、これは本当のざっくりざっくりのもっとざっくりですけど、出して出ないことはないんです。だからもう少しこれについてどうしてもその数字が欲しいといのであればお時間をいただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） なかなか部長と対にお話したことありませんのでちょっと行き違いがあるかわかりませんが、一律じゃなくて均等割が16万ですね。一律、筑紫から中上まで16万、これ間違いありませんね。

○議長（島田 正彦君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） ここにお示ししたとおり、先ほどから均等割は16万という話をしております。延長はそれぞれ掛けて、それぞれ金額が違うということでございます。そうでございます。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） まだ継続審議やっていただけのことですので、私がここで決めるわけではありませんし、それから自治会長もそういう話を把握しながら地域のために頑張っていたかと思っておりますので、できるだけ数字を出して、お金がないことはわかっていますので、ここでこれだけでお願いできませんかということをお願いしていただくということです。

もう1つ、この件でいろんな刈り取り面積のところあれですけど、その他によその市町村で・・・東京の町田市で5haほどの緑地があるということで、これはヤギを放牧してやっているというところがございます。いろんな害があるのかなと思いましたが、害もなく子どもたちの教育にもいいということで、それがかねて導入されているところが全国で多々ありますので、こういったところも導入するなり、するかしないかはまた別にしてまた勉強していただくということと、

それから先ほどもちょっと言いましたように、あまり距離が長くなって大変だとなれば、営農さんも農閑期もございますので、大きな機械できれいに刈っていただきます。単価は私の話すところじゃありませんので何かお手伝いできたらというのがあれば話していただいて、役場さんと単価があるとかお礼程度になるのかそれはわかりませんが、そういったところも一体になってまちづくりをやっていただくように、また役場さんが中心になって考えていただきたいと思います。これで町有地の雑草対策についての質問を終わります。

3点目でございます。職員研修についての質問でございます。個人情報等の管理が厳しく言われる中、町職員の情報管理、守秘義務についてどのような研修が行われていますか、お尋ねいたします。

○議長（島田 正彦君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤 博重君） 職員研修についてのご質問にお答えいたします。従来から町が収集し保有する個人情報につきましては、情報公開条例、個人情報保護条例の規定に基づきまして適正な取り扱いに努めております。平成28年1月からは「社会保障・税番号制度」、いわゆるマイナンバー制度がスタートしまして、マイナンバーを含んだ文書の管理、保存の仕方などより厳格な情報管理が職員に求められております。本町では「東員町が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程」や「東員町情報セキュリティポリシー」を定めまして、その中で個人情報の管理と情報セキュリティに関する研修を行うことと定めております。

個人情報管理等に関する研修としましては、平成27年度に「特定個人情報保護安全管理措置研修会」を実施し、職員109名が受講しておりますし、昨年度は三重県市町村振興協会が主催するマイナンバー制度の「安全管理措置研修会」に参加した他、総務省のeラーニングシステムを利用し、課長級以下の一般事務職員全員とマイナンバーに携わる臨時職員がマイナンバー制度セキュリティ対策等の研修を受講しております。

次に公務員の守秘義務など法令遵守に関する研修につきましては、例年新規採用職員は、本町独自の「新規採用職員研修」や三重県市町総合事務組合主催の「ワンステップ研修」を受講し、地方自治法、地方公務員法について学んでおります。その他の職員につきましても、平成28年度から役職別でコンプライアンス研修を実施し、守秘義務などの法令遵守についての認識を深めております。

今年度につきましても、新任職員に対するマイナンバー制度に関する研修会やインターネットを利用したサイバー攻撃から情報漏えいを防ぐためのサイバーセキュリティ研修、主任以下の一般職員を対象としたコンプライアンス研修等を予定しており、職員の個人情報の取り扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） お答えいただきました。個人情報とか情報管理とか守秘義務とか、なかなか公務員さんも日々情報があふれるように増えてきて、情報があまり過ぎて管理もな

かなか大変だと思います。特にこの守秘義務、職場で知り得たことをぼろっとよそへ流すとか、そういったことがあってはいけませんし、つつい研修はしておってもぼろりと出たりとか、1回の研修ではいけませんので、時折定期的にこういったことを各課とか各部で確認されているかどうか、ちょっとそれだけお尋ねいたします。

○議長（島田 正彦君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤 博重君） 特にマイナンバー制度が始まりました後、始まりましていよいよ文書の保存に今入ってきております。そこで昨年から求められておりますのが関係する部局におります内部監査というのが既に始まっております。また守秘義務以外でもやはり個人情報管理ということが大事になってまいりますので、私ども臨時職員なども含めて、文書を取り扱う職員全般にわたるような研修を幅広くやっていく、その予定をしておりますのでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（島田 正彦君） 水谷議員。

○9番（水谷 喜和君） しっかりと情報管理なり守秘義務を研修を受けていただいて、職場でお互いに確認し合って、こういった情報漏えいやら守秘義務違反のないように、総務部長の方からまた指導いただくことをお願いたしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。